

7 月 教育長 教育行政報告

令和 4 年

- 6 月 3 0 日 (木) 第 3 回甲賀市議会定例会 (第 7 日)
- 7 月 1 日 (金) 甲賀市職員辞令交付式
部長会議
人事評価制度に伴う校長当初面談 (第 5 日)
- 5 日 (火) 甲賀市小中学校教育のあり方審議会 小中一貫校宇治黄檗学園
視察
- 1 1 日 (月) N P O 法人甲賀ユートピアネットワーク みなくち子どもの森
園内草刈奉仕
第 1 回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 1 4 日 (木) 部長会議
- 1 9 日 (火) 組織風土改革第 4 回職員意識調査結果理事者報告会
- 2 0 日 (水) 第 8 回甲賀市教育委員会委員協議会
第 1 回甲賀市防災会議
全国大会出場壮行会 (水口剣道スポーツ少年団剣徳会、甲南剣
道スポーツ少年団、水口ジュニアソフトテニスクラブ、土山ソ
フトボールスポーツ少年団、水口少年野球団)
- 2 1 日 (木) 第 1 回甲賀市職員懲戒審査委員会
- 2 3 日 (土) 甲賀市青少年育成市民会議研修会
- 2 4 日 (日) 大鳥神社例大祭
- 2 7 日 (水) 第 1 0 回甲賀市教育委員会定例会

令和 4 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1 補正予算案件

（1）令和 4 年度甲賀市一般会計補正予算（第 2 号）

《甲賀市議会 議案第 38 号》

歳入 63,826 千円 歳出 114,135 千円

【原案どおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳出予算の補正】

●学校給食材料費支援事業（原油価格・物価高騰対応）

20,000 千円（国 8,000、一財 12,000）

原油価格・給食材料費の急激な高騰を受け、子育て世帯への負担軽減と安定した給食の提供を図るための経費を追加

●ICT 教育環境整備事業（小学校）

64,400 千円（国 32,200、一財 32,200）

●ICT 教育環境整備事業（中学校）

28,992 千円（国 14,496、一財 14,496）

小中学校の電子黒板等の導入にかかる経費を追加

●小中学校の備品購入 543 千円（寄附 543）

1 法人および 2 団体からいただいた教育振興寄附金を財源として、小中学校の備品および図書を購入

●資料館の備品購入 200 千円（繰入金 200）

令和 3 年度中に教育振興基金に積み立てた教育振興寄附金を財源として、水口城資料館および東海道伝馬館の備品を購入

2 その他の案件

(1) 財産の取得につき議決を求めるもの

《甲賀市議会 議案第40号》

指導者用コンピュータ購入について、株式会社 サンクス 山中賢治と
31,735,000円で物品購入契約を締結することにつき、議決を求める
もの。

【原案どおり可決】

3 一般質問

別紙1のとおり

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号
2	1 0 番 糸目 仁樹 議員	【一問一答】	
	2. 小中学校児童のマスクについて	①. コロナ禍に入ってから学校教育現場におけるマスク着用の状況はどうか。どういう時に児童生徒にマスク着用を指示して来たか。それを受けた児童生徒の着用状況はどのような状態だったか。 ②. 今回の政府の見直し発表により、マスク着用については緩和するか。緩和するならば、どの様に緩和するか。 ③. マスク以外のコロナ対策については、見直しはあるか。給食の黙食やパーテーション等の使用状況について、これまでの状況と今後の方針について問う。	3-1 3-2 3-3
4	4 番 木村 眞雄 議員	【分割】	
	3. 教員の働き方改革について現状の認識と対策について問う	①. 学校の業務の効率化、精選化が必要と考える。例えば、年度当初に提出する学校経営管理計画は、データだけでよいのではないか。この他にも、提出、報告書類をできるだけ簡素化することが必要と考えるが、その見解を伺う。 ②. 健全な学校運営を進めていくには、今後「Scrap and Build」の考え方を浸透させ、スリム化させることが重要と考えるが、その見解を伺う。 ③. 今年度、新規に導入された A I ドリルについては、教師の研修も必要となってくると考えるが、仮にこの研修をするのであれば、他の研修を削減するなどの対応が必要と考えるがいかがか。 ④. 教科担任制について、教科が限定されているので、講師（会計年度任用職員）を捜すのが難しいようである。そもそも何故、教科を限定する必要があるのか。弾力的な運用はできないか。 ⑤. 今後、ますます講師が必要となってくると予想される。十分な人材を確保するために、市で「人材バンク」を作って、各学校に人材を紹介・斡旋する方法はとれないか。	11
5	2 番 福井 進 議員	【一問一答】	
	2. 未来につながる教育予算に関して 教育予算の増額	①削減された用務員さん勤務について ②以前は必要のなかった『コロナ保険』による保護者負担の支援、希望者への P C R 検査の実施について ③小学校のプールの定期検査において小プールが未実施になっていることについて ④冬季の暖房を石油ファンヒーターからエアコンへ変更することについて ⑤検査結果の不具合への対応について ⑥子どもは未来、未来につながる教育予算の増額について	13-1 13-2 13-3 13-4 13-5 13-6
6	1 2 番 堀 郁子 議員	【 3：分割 5：一問一答】	
	3. ネット中傷やネット詐欺の被害者支援	①子どもはもちろん、大人も特に高齢者がネットやメディアリテラシーを向上することは大変重要だと感じるがいかがか。対策はどのように考えているか。	17-1
	5. 健康づくりについて	③がん教育が小中学校の間で、どの学年、どのくらいの時間、どのような内容でされているか伺う。	19-3
7	6 番 奥村 則夫 議員	【分割】	
	2. 第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会について	③市役所内の部局連携の必要性を伺う。	21-2
14	7 番 西田 忠 議員	【一問一答】	
	1. 旧東海道の街並み保存について	3. 既存施設の拡充・見直しに向けた取り組みは計画されているのか。	41-3

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号
15	1 9 番 田中 將之 議員	【一問一答】	
	1. 信楽まちなか芸術祭を終えて ー文化芸術をまちづくりの柱にー	8. 今年度予定されている甲賀市文化芸術振興条例を見据え、市におけるアートの取り組みについて。 9. 文化芸術をまちづくりの大きな柱としてはどうか。	43-8 43-9
17	8 番 瀬古 幾司 議員	【一問一答】	
	2. 部活動の地域移行について	1. 当市においても、部活動の指導が、働き方改革を実行するに当たっての問題点となっているのか。 2. 当市の中学校において、休日に部活動指導に携わっている先生は、どの位おられるのか。 3. 先生方の率直な意見としても負担となっているのか。また仕事としてではなく、自ら進んで指導したいと考えている先生もいるのではと思うがどうか。 4. 少子化の中、現状、中学校それぞれ 1 校で部活動を継続できる生徒数が確保できているのか。近隣中学校と地域統合した部活動の必要性はないのか。 5. 当市教育委員会として、文部科学省の部活動ガイドラインに沿って改革を進められるのか。 6. ポイントは、休日は教師は部活動指導に携わらず、地域の活動として実施できる環境が構築できるのかであると考えてるが、この展望はどう考えているのか。 7. 国からの指示や他市町の様子を見てではなく、スピード感を持って検討を重ね、結論を導き出す必要があると考えるが、市としてはどう考えているか。	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7

議案第 57 号

甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツの振興を図るため、各種スポーツの国際大会及び全国大会等（以下「各種大会」という。）に出場する者に対し、予算の範囲内において、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる各種大会は、別表で定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、激励金の交付対象としない。

- (1) 親善又は交歓等を主な目的とした大会
- (2) 小・中学校の各体育連盟が開催する大会
- (3) 単一職域団体が開催する大会
- (4) 予選会が開催されない大会及びこれに類する大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、出場競技への出場登録をしている者とする。ただし、各種大会への出場に対し、旅費、交通費等に係る補助金等を市から受ける者は対象としない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 前号に掲げるものに準ずる者として、市長が特に必要と認めた者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表で定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各種スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 各種大会の実施要項
- (2) 各種大会に出場登録されたことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 激励金の交付回数は、当該年度内に大会区分ごとに1人につき1回とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、各種スポーツ大会出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示の定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

大会区分	大会種別	激励金の額
国際大会	(1) オリンピック大会 (2) パラリンピック大会 (3) 世界選手権大会その他のこれに準じる国際競技大会及び国際大会であって特に市長が認めたもの	1人につき30,000円
全国大会	(1) 文部科学省が所管する社団法人又は財団法人が主催する全国規模の競技大会 (2) 前号に掲げるもののほか、全国規模の競技大会であって、特に市長が認めたもの	1人につき5,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

各種スポーツ大会出場激励金交付申請書

年 月 日

甲賀市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
出場者氏名
出場者所属団体名

この度、下記の大会に出場しますので、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

大 会 名	
開 催 場 所	
開 催 期 日	

関係書類

- （１） 各種大会の実施要項
- （２） 各種大会に出場登録されたことが分かる書類
- （３） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

各種スポーツ大会出場激励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記の激励金の交付について、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

激励金の額 円